

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月八日

福岡市博多区那珂六丁目二七番一六号

福太郎本舗株式会社

代表取締役 樋口 元信

限定承認公告

本籍東京都八王子市諏訪町一一八番地、最後の住所東京都八王子市諏訪町一一五番地

被相続人 亡 小泉 統利

右被相続人は令和八年二月五日死亡し、その相続人は令和八年五月二十八日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月八日

東京都八王子市東浅川町八一六

限定承認者 小泉 真哉

限定承認公告

本籍東京都町田市市中町四丁目一一番地、最後の住所東京都町田市本町田二三四五番地一公社住宅ホ九一〇三

被相続人 亡 笹原 正次

右被相続人は令和八年一月十日死亡し、その相続人は令和八年五月二十七日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月八日

東京都町田市山崎町一三八〇番地H一〇三

相続財産清算人 淀 義明

限定承認公告

本籍静岡県浜松市中央区和地町四七六七番地六、最後の住所愛知県名古屋市中天白区井口二丁目一〇四番地 メゾン・ド・フランドル三〇三号

被相続人 亡 佐野 寛孝

右被相続人は令和七年十一月九日死亡し、その相続人は令和八年五月二十五日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月八日

浜松市中央区中央三丁目七番一〇号セントラルプラザ二一五階 浜松中央法律事務所

限定承認者 藤森 里桜

代理人弁護士 杉尾健太郎

限定承認公告

本籍京都府京都市右京区北鳥居町宮ノ元三二番地、最後の住所愛知県名古屋市中緑区神沢一丁目二八一四番地

被相続人 亡 鳥居 昭弘

右被相続人は令和八年二月十三日死亡し、その相続人は令和八年五月二十九日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月八日

愛知県名古屋市中緑区神沢一丁目二八一四番地

限定承認者 鳥居いく子

限定承認公告

本籍香川県観音寺市柞田町丙一六四七番地、最後の住所香川県観音寺市柞田町丙一六五〇番地四

被相続人 亡 岸上 純子

右被相続人は令和七年九月二十四日死亡し、その相続人は令和八年五月二十八日高松家庭裁判所観音寺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月八日

香川県観音寺市柞田町丙一六五〇番地四

限定承認者 岸上 京子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十四億五千五百六十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

当社の最終の貸借対照表の開示状況は次の通りです。

<https://www.kaikei-home.com/axes/0112/index.html>

令和八年六月八日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

Eagle Holding 特定目的会社

取締役 高橋 法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十一億九百万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年八月十四日付官報の号外第一八四号一三三頁に掲載されています。

令和八年六月八日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Hijet II 特定目的会社

取締役 長尾 誠

訂正公告

令和八年五月二十九日(号外第一二〇号)掲載の資本金及び準備金の額の減少公告及び決算公告(枠組)中、減少する資本金の額「五億一万九千二百五十円」とあるは「四億九千五百四十三万九千四百二十五円」、減少する資本準備金の額「五億一万九千二百五十円」とあるは「四億九千五百四十三万九千四百一十一円」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年六月八日

東京都渋谷区広尾二丁目一四番一八号S. House三〇一

株式会社エス・リアルエステイト

代表取締役 堀 祥子

正 誤

令和八年四月八日(号外第二十二号)公布法務省令第三十二号(刑務所、少年刑務所及び拘留所組織規則の一部を改正する省令)(原稿誤り)

四二ページ改正後欄及び改正前欄第四条の表中

部及び室の名称

部及び室の名称

部及び室の名称

部及び室の名称

部及び室の名称

四三ページ改正前欄第十九条の表中

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務

所掌事務